



諮 問

鳥取県内水面漁場管理委員会

千代川漁業協同組合から別添のとおり遊漁規則の変更認可申請書が提出されましたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第4項の規定により諮問します。

令和元年11月6日

鳥取県農林水産部水産振興局長

岸本 英夫



千代川漁業協同組合内共第1号第5種共同漁業権
遊漁規則の変更の認可について

1 今回の変更内容

・友釣専用区の変更と新設

八頭郡若桜町大字浅井の庄瀬取水堰下流から1500メートル下流の同町大字若桜の権現水路堰上流端までの区域について既存の友釣専用区を延長する。

八頭郡八頭町日田の山崎橋上流700メートルにある山崎頭首工から800メートル下流の同町富枝にある若桜鉄道第3八東川橋梁上流端までの区間について、新たな友釣専用区を設定する。

※同内容で行使規則の変更許可申請認可済み（令和元年5月30日付けで認可）

2 実施時期

令和2年2月1日から施行する。

3 委員会に諮問をする根拠

・漁業法第129条第3項

遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

・漁業法第129条第4項

第1項又は第3項の認可の申請があったときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見を聞かなければならない。

4 認可に係る審査基準

・水産業協同組合法第49条

事項	要件	事実	適否
議会の議決	出席者の議決権の過半数以上	出席者の内過半数以上の賛成	○

(参考) 総代の人数100名のうち、89名が出席（内：賛成過半数以上）

内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則

新旧対照表

変 更 案	現 行																														
<p>第1条から第2条 (省略)</p> <p>(漁具又は漁法等の制限)</p> <p>第3条</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 次の表に掲げる区域内 (以下「友釣専用区」という。) においては、6月1日 (3、4及び6の区域については6月15日) から8月31日までの期間内は、あゆを対象とする遊漁をさお釣り (友釣り又は毛針釣りに限る。友釣ルアーは除く。) 以外の漁法により行ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="text-align: center;">区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>八頭郡若桜町大字浅井の庄瀬取水堰下流端から1,500メートル下流の同町大字若桜の権現水路堰上流端までの区域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>八頭郡八頭町日田の山崎橋上流700メートルにある山崎頭首工から800メートル下流の同町富枝にある若桜鉄道第3八東川橋梁上流端までの区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条 ～ 第11条 (省略)</p> <p>附則</p> <p>1～4 (省略)</p> <p>5 この規則は、鳥取県知事の認可のあった日から施行する。ただし、第3条第3項の区域に係る変更は平成32年2月1日から施行する。</p>		区 域	1	(省略)	2	(省略)	3	八頭郡若桜町大字浅井の庄瀬取水堰下流端から1,500メートル下流の同町大字若桜の権現水路堰上流端までの区域	4	(省略)	5	(省略)	6	(省略)	7	八頭郡八頭町日田の山崎橋上流700メートルにある山崎頭首工から800メートル下流の同町富枝にある若桜鉄道第3八東川橋梁上流端までの区域	<p>第1条から第2条 (省略)</p> <p>(漁具又は漁法等の制限)</p> <p>第3条</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 次の表に掲げる区域内 (以下「友釣専用区」という。) においては、6月1日 (3、4及び6の区域については6月15日) から8月31日までの期間内は、あゆを対象とする遊漁をさお釣り (友釣り又は毛針釣りに限る。友釣ルアーは除く。) 以外の漁法により行ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="text-align: center;">区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>八頭郡若桜町大字若桜の屋堂羅橋下流端から600メートル下流の同町大字若桜の権現水路堰上流端までの区域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条 ～ 第11条 (省略)</p> <p>附則</p> <p>1から4 (省略)</p>		区 域	1	(省略)	2	(省略)	3	八頭郡若桜町大字若桜の屋堂羅橋下流端から600メートル下流の同町大字若桜の権現水路堰上流端までの区域	4	(省略)	5	(省略)	6	(省略)
	区 域																														
1	(省略)																														
2	(省略)																														
3	八頭郡若桜町大字浅井の庄瀬取水堰下流端から1,500メートル下流の同町大字若桜の権現水路堰上流端までの区域																														
4	(省略)																														
5	(省略)																														
6	(省略)																														
7	八頭郡八頭町日田の山崎橋上流700メートルにある山崎頭首工から800メートル下流の同町富枝にある若桜鉄道第3八東川橋梁上流端までの区域																														
	区 域																														
1	(省略)																														
2	(省略)																														
3	八頭郡若桜町大字若桜の屋堂羅橋下流端から600メートル下流の同町大字若桜の権現水路堰上流端までの区域																														
4	(省略)																														
5	(省略)																														
6	(省略)																														

千代川漁業協同組合内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、千代川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第1号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象になっている水産動物（あゆ、やまめ（さくらますを含む。）、いわな、あまご（さつきますを含む。）、にじます及びこいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に遊漁料を納付することにより、承認を受けなければならない。ただし、小学生未満の者、小学校、中学校に在学中の者、県内に住所を有する高校生及び組合の承認を受けた行事に参加する者が第3条第1項に規定する「さお釣り等」により遊漁をする場合はこの限りでない。

2 遊漁料は、第7条第1項、第2項及び第3項に定める額を同条第4項の方法により組合に納付することにより行うものとする。

(漁具又は漁法等の制限)

第3条 次に掲げる漁具又は漁法等以外の漁具又は漁法等による遊漁は行ってはならない。ただし、やまめ（さくらますを除く。）、いわな、あまご（さつきますを除く。）及びにじますを採捕する場合は、さお釣り、手釣り、やす、徒手採捕及びたも網（以下「さお釣り等」という。）以外の漁具又は漁法等による遊漁は行ってはならない。

- 一、さお釣り
- 二、手釣り
- 三、やす
- 四、徒手採捕
- 五、たも網
- 六、投網
- 七、鶺鴒川
- 八、四つ手網
- 九、川舟

2 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法等による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる統数又は規模の範囲内でなければ行ってはならない。

漁具又は漁法等	統数又は規模
やす	人力以外の動力を使用しないこと。
たも網	網目は5ミリメートル以上とし、網口の最大口径は1メートル以下とすること。
投網	網目は2センチメートル以上とすること。
四つ手網	1人1統とすること。
鶺鴒川	1人1統とし、従事者は6人以内とすること。
川舟	いかり網の長さが50メートル以内の無動力船に限ること。

3 次の表に掲げる区域内（以下「友釣り専用区」という。）においては、6月1日（3、4及び6の区域については6月15日）から8月31日までの期間内は、あゆを対象とする遊漁をさお釣り（友釣り又は毛針釣りに限る。友釣りルアーは除く。）以外の漁法により行ってはならない。

1	鳥取市用瀬町用瀬の用瀬橋下流端から1,700メートル下流の同市同町鷹狩の美成橋上流端までの区域
2	八頭郡八頭町徳丸の金崎鉄橋下流端から300メートル下流の徳丸谷川と八東川との合流点までの区域
3	八頭郡若桜町大字浅井の庄瀬取水堰下流端から1,500メートル下流の同町大字若桜の権現水路堰上流端までの区域
4	八頭郡智頭町大字南方の南方橋下流端から1,600メートル下流の同町大字智頭の備前橋上流端までの区域
5	鳥取市河原町河原の出合橋下流端から550メートル下流の同市同町袋河原にある国土交通省が設置した袋河原水位流量観測所までの区域
6	鳥取市佐治町加瀬木の入江橋下流端から1,150メートル下流の同市同町加瀬木の加瀬木橋上流端までの区域
7	八頭郡八頭町日田の山崎橋上流700メートルにある山崎頭首工から800メートル下流の同町富枝にある若桜鉄道第3八東川橋梁上流端までの区域

(遊漁期間)

第4条 次に表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。

水産動物の名称	期 間
あ ゆ	6月1日から9月25日まで及び11月1日から翌年1月31日までの間で組合が毎年定めて公表する期間
やまめ、いわな、あまご及びにじます	3月1日から9月30日まで
さくらます	3月1日から5月31日まで
さつきます	3月1日から9月25日まで
こ い	1月1日から5月14日まで及び6月15日から12月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域では、あゆの繁殖保護を図るため中欄に掲げる漁法は右欄の期間禁止する。

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
八頭郡若桜町大字若桜における中国電力株式会社設置の堰堤上流端から上流の区域、同郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び鳥取市用瀬町古用瀬における梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域	第3条第1項に定める漁具又は漁法等の全て。なお、さお釣りに引懸(ゾロ)を含む。	6月1日から同月14日まで
	投網	6月15日から同月30日まで
上記以外の区域(ただし、友釣専用区は第3条第3項の定めによる。)	さお釣(引懸(ゾロ)に限る。)	6月1日から同月14日まで
	投網	6月1日から同月30日まで

八頭郡若桜町大字若桜における中国電力株式会社設置の堰堤上流端から上流の区域、同郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域を除く全域	第3条第1項に定める漁具又は漁法等の全て	11月1日から翌年1月31日まで
---	----------------------	------------------

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内は、遊漁を行ってはならない。

禁 止 区 域	禁 止 期 間
八頭郡智頭町大字市瀬鳥巢のかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流50メートルの区域	1月 1日から 12月31日まで
八頭郡智頭町大字市瀬のかんがい用えん堤（関谷堰）上流端から上流10メートル、下流40メートルの区域	
鳥取市用瀬町安蔵のかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流60メートルの区域	
八頭郡若桜町大字樋戸前の中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流18メートル、下流180メートルの区域	
八頭郡八頭町島の中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流20メートル、下流150メートルの区域	
八頭郡八頭町安井宿の中国電力株式会社設置の放水路及びその上流堤から上流50メートル、下流100メートルの区域	
鳥取市河原町八日市のかんがい用えん堤上流端から上流30メートル、下流50メートルの区域	
鳥取市河原町曳田字丸山の大井手かんがい用えん堤上流端から上流50メートル、下流100メートルの区域	
鳥取市円通寺の円通寺橋上流端から上流240メートルの地点と上流535メートルの地点の間の区域	
鳥取市河原町片山のかんがい用えん堤上流端から上流50メートル、下流100メートルの区域	
鳥取市源太の鳥取市設置の水管橋下流端から下流1800メートルの区域	9月26日から 11月10日まで
鳥取市秋里の潮止えん堤上流端から上流30メートル、下流50メートルの区域	2月 1日から 5月31日まで

(全長制限)

第6条 やまめ（さくらますを含む。）、いわな、あまご（さつきますを含む。）、にじます及びこいについては、全長15センチメートル以下のものは、これを採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

① 平成25年9月1日から平成26年1月31日まで適用

水産動物の名称	漁具又は漁法等	期 間	遊漁料	
あゆ、やまめ（さくらますを含む。）、いわな、あまご（さつきますを含む。）、にじます及びこい	さお釣り等	年 間	8,000円	
		1日限り	3,000円	
やまめ（さくらますを含む。）、いわな、あまご（さつきますを含む。）及びにじます	さお釣り等	年 間	5,000円	
		1日限り	3,000円	
あゆ、さくらます、さつきます及びこい	投網（さお釣り等を併用する場合を含む。）	年 間	12,000円	
	鵜川	年 間	50,000円	
	四つ手網	1辺の長さが183センチメートル未満	年 間	5,000円
		1辺の長さが183センチメートル以上	年 間	8,000円
	川舟（無動力船1隻によるものに限る。）	年 間	30,000円	

② 平成26年2月1日以降適用

水産動物の名称	漁具又は漁法等	期 間	遊漁料	
あゆ、やまめ（さくらますを含む。）、いわな、あまご（さつきますを含む。）、にじます及びこい	さお釣り等	年 間	9,000円	
		1日限り	3,500円	
やまめ（さくらますを含む。）、いわな、あまご（さつきますを含む。）及びにじます	さお釣り等	年 間	5,500円	
		1日限り	3,500円	
あゆ、さくらます、さつきます及びこい	投網（さお釣り等を併用する場合を含む。）	年 間	13,500円	
	鵜川	年 間	55,000円	
	四つ手網	1辺の長さが183センチメートル未満	年 間	5,500円
		1辺の長さが183センチメートル以上	年 間	9,000円
	川舟（無動力船1隻によるものに限る。）	年 間	33,000円	

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者がさお釣り等による遊漁をする場合の遊漁料は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

① 平成25年9月1日から平成26年1月31日まで適用

区 分	遊 漁 料
70歳以上の者（県内に住所を有する者に限る。）	年間 3,000円
身体障害者（身体障害者手帳所持者に限る。）	年間 1,500円

② 平成26年2月1日以降適用

区 分	遊 漁 料
75歳以上の者（県内に住所を有する者に限る。）	年間 3,500円
身体障害者（身体障害者手帳所持者に限る。）	年間 1,700円

3 小学生未満の者、小学校、中学校に在学中の者、県内に住所を有する高校生が、さお釣り等以外の漁具又は漁法で採捕を行う場合は、本条第1項の表に定める漁具又は漁法の遊漁料を納付しなければならない。また本条第2項各号の適用を受けた70歳以上の者又は75歳以上の者（県内に住所を有する者に限る。）及び身体障害者（身体障害者手帳所持者に限る。）が、さお釣り等以外の漁具又は漁法で採捕を行う場合は、本条第2項の表に定める遊漁料と本条第1項の表に定める漁具又は漁法の遊漁料との差額を納付しなければならない。

4 遊漁料は、千代川漁業協同組合事務所（鳥取市河原町長瀬34-5）又は組合が別に公示する取扱所において納付しなければならない。

（遊漁証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次の様式による遊漁証を交付するものとする。

表

裏面の注意書きを讀んで下さい	No. 遊 漁 証		25
	※遊漁証の再発行は理由の如何に係わらず致しません。		
	住 所	市 町 郡 村	
	氏 名		
	生年月日	大・昭・平 年 月 日生	
	遊漁料金	一金 円也	
	有効期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
	交付場所		
平成 年 月 日 千代川漁業協同組合長 ㊟			

（注）1 最上段の右欄には発行年度が入る。

2 溪流の遊漁証の場合は、最上段の「遊漁証」の右側に「溪」が入る。

裏

注 意 事 項

1. 本証は漁業の際必ず携帯してください。
2. 本証は本人以外使用することが出来ません。
3. 監視員が、本証の提示を求めたときは、即時差し出して下さい。
4. 当組合遊漁規則及び鳥取県内水面漁業調整規則を守る事。
5. 取扱者印などの無い遊漁証は無効です。

禁止期間（別に禁止区域は期間があります）

- ・いわな、やまめ、 10月1日から2月末日まで
にじます、あまご
- ・こい 5月15日から6月14日まで

あゆ	智頭・若 桜	2月1日から6月14日まで及び9月26 日から10月31日まで
	上記以外 の地区	9月26日から翌年5月31日まで (※佐治は9月26日から翌年6月14日 まで)

- 2 遊漁証は、他人に貸与してはならない。
- 3 遊漁証は、理由を問わず再発行はしないものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第9条 遊漁者は、遊漁に際しては、遊漁証を携帯し、漁業監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁業監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、鳥取市源太の鳥取市設置の水管橋下流端から下流1, 800メートルの区域においては、川底をかくはんしてはならない。

(漁業監視員)

- 第10条 漁業監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができるものとする。
- 2 漁業監視員は、次の様式による漁業監視員証を携帯し、かつ、漁業監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

表

漁 業 監 視 員 証
氏名 ○ ○ ○ ○
注 意 事 項
本証は漁業の際必ず携帯のこと。 本人以外には使用できません。

裏

組 合 員 之 証
第 ○○○○ 号
住 所 :
氏 名 :
生年月日 : 年 月 日生
千代川漁業協同組合 印

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者が第2条第1項の規定に違反し、組合の承認を得ずに遊漁を行ったときは、第7条第1項及び第2項に定める遊漁料の2倍に相当する額を徴収するものとする。

2 組合は、遊漁者がこの規則の第2条第1項以外の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができるものとする。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

附則

1 この規則は、鳥取県知事の認可のあった日から施行する。ただし、第3条第3項の3の区域に係る変更は平成27年2月1日から施行する。

2 この規則は、鳥取県知事の認可のあった日から施行する。ただし、第3条第3項の4の区域に係る変更は平成28年2月1日から施行する。

3 この規則は、鳥取県知事の認可のあった日から施行する。ただし、第3条第3項の1の区域に係る変更は平成30年2月1日から施行する。

4 この規則は、鳥取県知事の認可のあった日の翌日以降最初に到来する2月1日から施行する。

5 この規則は、鳥取県知事の認可のあった日から施行する。ただし、第3条第3項の区域に係る変更は平成32年2月1日から施行する。

友釣専用区 (変更) 八頭郡若桜町大字浅井



友釣専用区 (新設)
八頭郡八頭町日田

